

瑞穂監第40号  
平成25年11月25日

瑞穂市長  
堀 孝 正 様

瑞穂市議会議長  
星 川 睦 枝 様

瑞穂市代表監査委員 井上 和子

瑞穂市監査委員 若園 五朗

#### 定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「西小学校」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

「西小学校」における平成25年4月1日から平成25年8月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として「需用費、備品購入費」についての監査を行った。

西小学校は、教育委員会の学校教育課に属し、校長以下教諭、事務職員あわせて20名体制で学校を運営している。生徒数は監査の実施日時点で6学年合わせて14クラス、児童数312名となっている。

#### 2 監査の実施日

平成25年10月10日（木）

#### 3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行については、学校教育課及び教育総務課から提出された資料を基に担当課から、学校の現状と課題及び施設管理については、現地にて学校長からそれぞれ説明を求めるとともに、保健室、理科準備室、学校図書館の状況等の確認も含め通常実施すべき監査手続を実施した。

### 第2 監査の結果

#### 1 財務について

財務の執行は、西小学校が執行するもの以外に、学校教育課、教育総務課がそれぞれ執行するものがある。西小学校関係は次のとおりであり、財務の事務は概ね適正に執行されているものと認められた。

平成25年8月末現在

科目	予算額(円)	執行済額(円)	比率(%)
管理運営費	12,539,000	3,854,203	30.7
教育振興費	2,293,000	1,038,278	45.3

#### 2 備品について

瑞穂市備品管理マニュアルは、備品基準を①使用期間3年以上、②取得予定価格3万円以上としている。ただし、3万円未満でも3年以上使用できるものを「特定備品」としている。

今回、1台22,500円のジグザグミシンが備品として購入されていたため確認したところ、教育総務課からは「予算計上の際、業者から徴取した見積の金額が3万円以上であったため、備品購入費として予算計上した。入札によって3万円以下で契約できたが、3年以上使用できるため備品とした。」との回答を得た。すなわち、「特定備品」と判断して備品登録を行ったものと解するが、特定備品は備品一覧表で表示されており、その中にミシンはない。備品を主管する管財情報課と連携をとり、更なる明確な基準を設けられ、適正な管理に努められたい。

また、90,000円で購入した裁断機について現地確認を行ったところ、

備品シールの貼付がなかった。学校側の説明では、シールは教育委員会からまとめて送られてくるため半年後になるとのことであった。平成22年度の包括外部監査で指摘されている事項なので、遺漏のないよう処理していただきたい。

### 3 理科準備室薬品について

毒物及び劇物は、堅固な薬品庫に保管して施錠されており、決められた表示がされ、個々の薬品に転倒防止策もされていた。

しかし、薬品戸棚は施錠されていなかったのもので、使用時以外は施錠すべきである。また、戸棚で保管されている薬品はビンのまま並べて収納されていたので、薬品整理箱で収納するなどして転倒・転落防止を図っていただきたい。

さらに、準備室内には暗室も整備されているので、そちらで保管した方が良い薬品はないか、個々の薬品の特性を踏まえた保管を検討されたい。

### 4 学校図書について

今年度、市内全小学校に図書システムの導入を行う計画で、西小学校は平成26年2月導入に向け準備中である。新システムの導入により、各学校では1冊毎に適切な管理が可能となる。

現在、図書は備品として教育委員会で一括購入しており、その管理は市の総合行政情報システムで行っているため、処分（廃棄）の際は新システムとの間で整合性を図られるとともに、各々のシステム運用の合理化に努めていただきたい。

### 5 プールシャワーバルブの取替修理（修繕料）について

同じプールシャワーバルブの取替修理を2年連続で行っている。昨年度は25,200円、今年度は23,100円、合計48,300円の支出であり、同一の業者に修繕を依頼している。このバルブは強固であるため児童のいたずらの可能性は考えにくく、また、外部犯の可能性も否定できないため、破損した原因は分からないと説明を受けた。

約1年で原因も分からず破損した事実からすると、施工に問題があったとも考えられる。今後は、修繕に至った原因や修繕履歴を検証して再発防止に努めるとともに、業者に責任があると認められる場合は、瑕疵の修補や損害賠償を請求していただきたい。

なお、頻繁に修繕を要するようであれば、抜本的な改修も検討すべきである。今後の修繕については、来年度予定している大規模改修の計画を踏まえて、必要最小限に留めるよう努めていただきたい。

### 6 学校環境衛生基準について

飲料水の水質検査箇所は3箇所であると学校から説明を受けたが、検査箇所の選定理由については回答が得られなかった。学校環境衛生管理マニュアルには「検査は給水システムの代表的な末端の給水栓から採水して行う」との記述があり、これに従って選定されているのであろうが、理

由が分からないようでは必要な検査が省略されかねない。今後もマニュアルに基づいて検査を行うよう努めていただきたい。

7 魅力ある学校づくり推進事業補助（補助金）について

魅力ある学校づくり推進事業補助として、西小学校には 950,780 円の補助金が支給されている。西小学校では、この事業で「キャリア教育」を推進しており、視察が訪れるほどの成果を出している。

補助金交付要綱に規定の補助対象経費は、「事業実施要綱により小中学校が行う伝統と校風づくりの教育特別活動に要する経費」とされているが、現在、補助対象となっている経費の中には、学校管理費や教育振興費からの支出が妥当な経費もあるのではないかと考える。この事業は市内全小中学校で実施されているので、事業の合理化を考慮して補助金のあり方を検討されたい。

8 学校給食費について

給食費未納問題は、これまでの監査でも幾度となく指摘をしたところである。督促状の発送及び支払督促の申立て等、以前に比べると努力が認められるものの、なかなか成果が挙がっていないのが現状である。今年度も、8月23日に過年度分の未納者に対して督促状を発送し、その後、9月17日に現年度分も含めた未納者に対して納付相談の通知を発送している。

西小学校においては、12件（247,285円）の未納者に督促状、14件（266,785円）の未納者に納付相談の通知が発送されたものの、10月1日時点での納付は2件（15,600円）であり、率にして約5.8%の収納に留まっている。なお、今年度の今後の予定には、10月に支払督促を申し立てる旨の通知の発送、12月に支払督促の申し立てがある。

この問題についての学校側の対応は協力的であり、今後の滞納整理への協力についても前向きな回答であった。保護者と近い距離にいる先生達の力を頼ることも時に必要となろうが、まずは教育委員会が一丸となって未納対策に取り組んでいただきたい。

以上